

第6次愛川町総合計画後期基本計画策定業務委託（継続費）

公募型プロポーザル

実施要領

愛 川 町

1. 目的

この実施要領は、愛川町（以下「町」という。）が、第6次愛川町総合計画後期基本計画策定業務委託（継続費）を実施するにあたって公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受注者を選定するための手続き等について必要な事項を定める。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

第6次愛川町総合計画後期基本計画策定業務委託（継続費）

(2) 業務内容及び履行方法

別紙「第6次愛川町総合計画後期基本計画策定業務委託（継続費）仕様書」のとおり

(3) 契約（履行）期間

契約締結日から令和11年3月26日まで

(4) 委託料上限額

本業務の委託料の上限額は、14,900,000円（消費税及び地方消費税込み）とする。

(5) 年割額

委託料は、各年度末に次の額を上限として支払うものとする。

令和8年度 6,200,000円（消費税及び地方消費税込み）

令和9年度 5,455,000円（消費税及び地方消費税込み）

令和10年度 3,245,000円（消費税及び地方消費税込み）

(6) 契約保証金

免除

3. 参加資格要件

本業務に提案しようとする事業者は、次の資格（資格及び条件）をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(3) 本要領の公表日から企画提案書提出期限までの間に、町から指名停止を受けていないこと。

(4) 愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号。以下「町暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第

- 5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (6) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (7) 町暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (8) 愛川町契約規則に基づく競争入札参加資格認定業者として認定されていること。
- (9) 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である、ISO27001（日本工業規格 JISQ27001）もしくは JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録がされていること。
- (10) 過去3年以内に総合計画の策定に伴う業務を地方自治体から受託した実績が5件以上あること（策定中の計画を含む）。
- なお、アンケート等の調査のみの支援業務は、実績として認めないものとする。

4. プロポーザル実施スケジュール

内 容	日 程
実施要領公表	4月23日（木）～5月13日（水）
プロポーザル参加表明書提出期限	5月13日（水）午後5時
提案書提出者への選定・非選定通知	5月15日（金）
質問書の受付期間	5月19日（火）午後5時
質問に対する回答	5月21日（木）
提案書等の提出期限	5月29日（金）午後5時
プレゼンテーションの実施	6月 4日（木） 予定
審査結果通知	6月中旬
契約の締結及び結果の公表	6月中旬

5. 実施要領公表期間および公表方法

公表期間：令和8年4月23日（木）～令和8年5月13日（水）

公表方法：町ホームページにて公表

6. プロポーザル参加表明書の提出

- (1) プロポーザル参加表明書（様式1）
本業務に参加意思があるものは、プロポーザル参加表明書を提出すること。
- (2) 提案者の概要（会社概要）（様式2）
提案者の会社概要を記載すること。
- (3) 提案書の提出者に要求される参加資格（様式3）
本業務の参加資格として求める総合計画の策定に伴う実績を全て記載すること。

7. 提案書の提出者に関する選定通知及び非選定通知

提出されたプロポーザル参加表明書の内容に基づき、提案書の提出者を選定し、その結果について通知する。

なお、プロポーザル参加表明書の提出者が多数の場合は、同種業務の件数や首都圏、同規模自治体での実績等に基づき、4社程度に絞り込む場合がある。

8. 質問の受付

(1) 質問受付期間

令和8年5月19日（火）午後5時まで

(2) 質問の受付

様式4に必要な事項を記入し、電子メールにて送付すること。電話、面談等による質問は受け付けない。

(3) 回答方法について

以下の回答予定日までに、町ホームページにて公表する。

質問の回答予定日 令和8年5月21日（木）

(4) 質問窓口

愛川町役場 総務部 政策秘書課

E-mail アドレス：seisaku@town.aikawa.kanagawa.jp

9. 提案書等の提出

(1) 企画提案書

- ・企画提案書の表紙（様式5）を付けて綴じ込んで提出すること。
- ・提案書類のサイズはJIS「A4判」とする。やむを得ずA3判で作成する場合は、片面印刷でA4判に折り込みとすること。
- ・提案書の枚数制限は設けない。
- ・写真、イラスト等の使用、フォントの種類等は問わないが、提案書はカラー印刷とすること。
- ・提案書の綴りは、選定基準に定める評価項目の表の順序とすること。

(2) 見積書及び年度ごとの内訳書（様式自由）

A4判にて作成し提出すること。

10. 提出期限と部数

持参又は郵送にて次のとおり提出すること。

(1) 提出部数及び期限 ※提出期限必着

① 参加表明に必要な書類

【提出期限】 令和8年5月13日（水）午後5時

【提出書類・部数】 プロポーザル参加表明書（様式1） 1部

提案者の概要（会社概要）（様式2） 1部

提案書の提出者に要求される参加資格（様式3） 1部

② 提案審査に必要な書類

【提出期限】 令和8年5月29日（金）午後5時

【提出書類・部数】

企画提案書<<正本>> 1部

企画提案書<<副本>> 5部

見積書及び内訳書（様式自由） 1部

(2) 提出先

〒243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1

愛川町役場 総務部 政策秘書課

1.1. 提案のプレゼンテーション

- (1) 審査は、参加者によるプレゼンテーション（令和8年6月4日（木）実施予定）を実施する。
- (2) 提案書の説明20分、質疑応答10分とする。
- (3) 上記の時間とは別に、セッティング時間として5分程度の時間を設ける。
- (4) プロジェクター及びスクリーンは町で用意する。（※使用は提案者の自由とする。）
なお、プロジェクター等を使用する場合、提案者が所有するパソコンを使用することとし、当日、パソコンとプレゼンテーション資料（パワーポイント等）を持参すること。
- (5) プレゼンテーション資料（パワーポイント等）の事前の提出は求めない。
- (6) プレゼンテーション資料（パワーポイント等）は、事前に提出された提案書に記載のない事項は評価の対象としない。
- (7) 原則として、説明者は本業務を受託した際の配置予定の主な担当者とする。
- (8) プレゼンテーション順や時間などの詳細については、参加表明書提出期限後に改めて参加者へ通知する。

1.2. 審査

- (1) 審査方法は、別に定める選定基準により行う。
- (2) 総合評点の最も高い参加者を本業務の最優秀候補者として選定し、他の参加者は予備候補者とする。
なお、最も総合評点が高い提案者が複数ある場合は、次の順序により決定する。
 - ① 見積書の価格が低い者
 - ② くじ引き
- (3) 提案書の内容等に疑義がある場合は、必要に応じヒアリングや確認資料の提出を求める場合がある。
- (4) 総合評点が「第6次愛川町総合計画後期基本計画策定業務委託（継続費）公募型プロポーザル選定基準」（以下「選定基準」という。）に定める最低総合評点に満た

ない参加者は落選とし、業務委託締結候補者とはしないものとする。

- (5) 参加者が1社の場合についても、審査を実施するものとし、選定基準に定める最低総合評点を満たす場合には、優先交渉権者とする。

1 3. 審査結果等の通知及び公表

- (1) 審査結果は、すべての参加者に通知する。
- (2) 契約締結後速やかに契約締結者の名称を公表する。

1 4. 業務委託契約の締結等

- (1) 選定された最優秀候補者を優先交渉権者として、町との協議を経て、業務委託契約を締結する。
- (2) 選定された最優秀候補者は、契約締結までに町が指定する書類を提出することとする。
なお、指定された提出期限までに提出が無い場合は、優先交渉権者の資格を失うものとする。
- (3) 優先交渉権者との契約締結が成立しなかった場合は、審査結果の総合評点が上位の参加業者から契約締結に向けた協議を行う。

1 5. 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 提案者が2つ以上の提案書を提出したとき。
- (2) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (3) 提出書類が提出期限を過ぎて提出されたとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 上記で定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があったとき。

1 6. 提案の辞退

参加表明後に提案書の提出を行わないことを決定した場合、辞退届（様式自由）を早急に提出すること。なお、参加表明後10日を過ぎた場合は、原則辞退は認めないものとする。また、辞退したことによる今後の入札参加等への不利益は発生しないものとする。

1 7. その他

- (1) プロポーザルの参加に要する費用については、各提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の提出後においては、原則として提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、提出書類に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、長期入院、退職などきわめて特別でやむを得ない場合には、当該技術者と同等以上の担当者として町が認める者に限り変更することができる。

- (3) 契約者以外の提案書は返却せず、町が破棄する。
- (4) 契約者が提出した書類については、愛川町情報公開条例等の法令に基づき公開の対象となる。